

平成 30 年

## 第 6 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 30 年 7 月 25 日

閉会：平成 30 年 7 月 25 日

福岡県東峰村議会

## 平成30年 第6回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成30年7月25日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 平成30年7月25日 9時30分  
議長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 平成30年7月25日 10時38分  
議長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	欠
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

9名
----

### 欠席議員

4番 泉 守議員
----------

地方自治法第121条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝	総務課長	眞田秀樹
住民税務課長	岩橋一成	農林観光課長	梶原浩二
建設水道課長	大塚健司	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	日野正		

村長提出議案の題目

議案第29号	東峰村行政不服審査会条例の制定について
議案第30号	東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第31号	村道路線の認定について
議案第32号	平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則118条）

5番 高橋弘展議員      6番 高倉寛視議員

# 第6回 東峰村議会臨時会会議録

平成30年7月25日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 平成30年 第6回東峰村議会臨時会議事日程

平成30年7月25日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 議案第29号 東峰村行政不服審査会条例の制定について

日程第 6 議案第30号 東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第31号 村道路線の認定について

日程第 8 議案第32号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、平成30年第6回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	<p>本会議に先立ち、平成30年7月西日本豪雨災害でお亡くなりになりました方々に対し、黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>(全員起立 黙とう)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 高橋弘展議員、6番 高倉寛視議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日7月25日の1日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いいたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成30年第6回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、7月5日には九州北部豪雨から1年を迎え、東峰村を襲った未曾有の豪雨災</p>

害により、尊いお命を亡くされた方々の追悼式が、遺族の方々をはじめ議長並びに議員の皆様方、さらには福岡県知事をはじめとした多くの来賓の皆様方のご出席の下、厳かに執り行われました。

その中で、今後は、未曾有の豪雨災害の惨禍が決して忘れられることのないよう後世に語り継いでいくこと、この経験により得られた貴重な教訓により、尊い命が災害によって二度と奪われることのないよう、防災対策に万全を期すること、並びに復興の先を見据えた活力ある持続可能な村づくりに向け、村民の皆様力を結集し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を着実に取り組むことを、お約束を申し上げます。

そして、未来を担う子どもたちに、安心して暮らすことができる夢と誇りあふれる東峰村を必ずやつくり上げてまいり所存でありますので、議員各位の今後のご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本臨時会に執行部から提案をしております各議案について、説明を申し上げます。

本臨時会には、条例の制定について2件、村道認定について1件、補正予算について1件、合計4件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第29号、東峰村行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、その権限に属された事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第30号、東峰村税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って、村内中小企業等が取得した設備等について、固定資産税の課税標準に係る特例率を定めるため、改正するものです。

議案第31号、村道路線区域の変更につきましては、本来経過地としてすべき村営住宅延田団地を編入することとしたので、道路法第10条に基づく路線の変更に伴い、同法第8条第2項の規定に基づき村道路線区域の変更として認定をするため、提案するものです。

議案第32号、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれに800万円を追加し、歳入歳出総額を56億6,778万1千円とするものです。

補正額のうち災害関係は、700万円となっております。

歳出については、災害関連として、千代丸のほうしゅ楽舎及び弓道場の被災倒壊部分の解体工事費用として、700万円を計上しております。

また、被災自治体への見舞金として、100万円を計上しております。見舞金につきましては、筑前町への見舞金を考えているところであります。

歳入としては、財政調整基金を充てております。

	<p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政運営上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、村長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第29号「東峰村行政不服審査会条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。</p>
総務課長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第29号「東峰村行政不服審査会条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 平成30年7月25日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、法の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>条文につきまして、概略説明させていただきたいと思います。</p> <p>この条例につきましては、行政不服審査法が全面改正によりまして、村においては情報公開条例と個人情報保護条例において、審査請求にあたる分の対応について、審議会を設置したわけですが、今般ですね、近隣の状況を見まして、通常の村の決定分ですね、処分につきまして不服申し立て等があったときに、審査請求に一本化されるということで、その審査請求に対応する審査会を設置する必要があるということで、今回条例を制定するものであります。</p> <p>内容につきまして、第1条につきましては趣旨、先ほどの説明と同様でございます。</p> <p>第2条については、名称は、東峰村行政不服審査会とする。</p> <p>所掌事務については、法律の規定によりまして、その権限に属せられた事項を処理する。</p> <p>組織については、第4条で、委員は、3名の委員をもって組織する。</p> <p>現在、内々でございますが、内容について、弁護士の方、司法書士の方、また行政の経験者ですね、の3名を任命したいというふうに考えているところです。</p> <p>委員については、任免事項について、第5条で規定しております。</p> <p>委員の任期については3年間とするところですね。あと、この中では、任免事項と守秘義務についてですね、述べているところでございます。</p> <p>第6条については、会長の選任方法等の内容でございます。</p> <p>第7条は、必要に応じて設置をいたします専門委員のですね、内容についての条項になります。</p>



	<p>第8条については、会議の成立及び採決事項ですね、このあたりについての項目になっております。</p> <p>第9条、庶務については、総務課において処理をする。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。という形で、条例の制定を行いたいと思っているものでございます。</p> <p>補足説明は、以上です。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第30号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第30号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成30年7月25日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って、村内中小企業等が取得した設備等について、固定資産税の課税標準に係る特例率を定めるため、改正するものです。</p> <p>次のページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村税条例の一部を改正する条例</p> <p>東峰村税条例の一部を次のように改正する。ということで、中ほどにですね、東峰村税条例の新旧対照表を付けさせております。</p> <p>その中で、左側の改正案のところでございますが、附則のところでございます。</p> <p>第10条の2の第19号を、新たに追加をさせていただくということになります。</p> <p>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。ということですね、先ほど提案理由でご説明いたしました、そこの趣旨に従って、沿って導入された設備等について、固定資産税を零とするということで、今回新たに改正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この生産性向上特別措置法案がですね、先月6月に制定されましたことによります税条例の改正ということになります。以上でございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今回の税法の改正につきましては、中小企業の支援等に関することでございますので、担当課であります農林観光課長より説明をしたいと思います。</p> <p>先日、議長より許可をいただいて、資料を皆様にお配りしておりますので、資料に基づいて説明をしたいと思います。</p> <p>資料の冒頭に、東峰村税条例の一部改正の骨子、固定資産税、償却資産の特例措置という見出しになっている分でございます。その3ページを開いていただきたいと思います。</p>

思います。

開いて右側のページですが、先ほど住民税務課長が説明しましたとおり、生産性向上特別措置法案が可決されまして、6月6日に施行されております。

資料につきましては、中小企業庁が、法案が可決される前のチラシでございますので、日にちの設定が前後する点がありますが、ご了承願いたいと思います。

この生産性向上特別措置法案では、今後3年間を集中投資期間と位置付け、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。ということで、その次の大きな枠囲いの中ですが、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が最大3年間零になりますと。

その下に、アスタリスクで、課税標準を市町村の条例で定める割合、零から2分の1を乗じて得た額とするということで、今回税条例の中で、この零から2分の1の割合を定めるものでございます。

それではまた、最初のページ、1ページに戻っていただきたいと思います。

まず、第1項として、条例改正の趣旨を掲げておりますが、法案の趣旨と同じ内容でございます。

税制改正の内容は、まず、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援ということで、生産性向上特別措置法に基づき、市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、認定を受けた中小事業者等の先端設備導入計画に記載された一定の機械、装置等であって、生産販売活動等のように直接供されるものを対象とします。ということで、この1行目に出てまいります市町村の導入促進基本計画につきましては、原案を基に九州経済産業局と事前協議を終えているところでございます。

次に、特例措置の対象者としては、村内の中小事業者等が、次の3号に該当するものとなります。

それから、第3項として、特例措置の適用期間及び対象資産については、生産性向上特別措置法の施行の日、平成30年6月6日でございます。それから、平成33年3月31日までに取得したものが対象となります。

その一番下段の、下段と言いますか、枠囲い、表の中ですが、真ん中の列の特例適用期間は、適用開始年度から3年度。例えば、平成33年に購入してですね、適用されれば、33年から3年間ということになります。

そういう関係で、最大36年度の固定資産税、償却資産税の向上まで適用となるということです。

それから右側の列で、特例割合については、先ほど言いましたとおり、零から2分

	<p>の1の間で市町村が条例で定めるといことですが、零といこと、本村は定めたいと思っております。</p> <p>その理由につきましては、4ページ、最後のページをご覧いただきたいと思ひます。最後のページに、中段に枠囲いの中、優先採択の対象となる補助金一覧といものがござひます。</p> <p>これが、本制度に基づき、固定資産税零の特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。といこととござひます。</p> <p>固定資産税をですね、零にしないと、この優先採択が受けられないといことになりまますので、本村も零と、今回定めたいとい条例案とござひます。</p> <p>また、前後しますが、2ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>2ページには、どのような機械、装置が対象となるかといものを掲げております。</p> <p>次の、すべてとかいておりますが、次の条件を満たすものと解釈していただければと思ひます。第1項から第3項までに掲げておるとおりとござひます。</p> <p>そうした際に、減額となつた税収につきましては、普通交付税の算定のときに、基準財政収入額から控除されることになりまます。結果的には、普通交付税でそのまの額が交付税措置をされるといことになりまますので、実質村の減収となるわけではござひません。</p> <p>それから、この条例を7月中に制定しなければ、最後のページで申し上げました優先採択が受けられないことになりまますので、本臨時会に提案したところとござひます。</p> <p>それから、県内の状況を申し上げますと、県の中小企業振興課のほうに問い合わせましたところ、県内全市町村がですね、6月議会または臨時会、あるいは専決処分と制定する見込みであるといこととござひます。以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第31号「村道路線の認定について」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>7ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第31号「村道路線区域の認定について」、とござひます。</p> <p>村道路線の区域を下記のとおり変更したいので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるとござひます。</p> <p>平成30年7月25日提出、東峰村長名とござひます。</p> <p>提案理由といたしましては、本来経過地としてすべき村営住宅延田団地を編入することとしたので、道路法第10条に基づく路線の変更に伴い、同法第8条第2項の規定に基づき、村道区域変更として認定するため。</p>

	<p>1 村道路線区域を変更する路線  路線番号 65  路線名 宝珠山停車場線  変更前 起点 東峰村大字福井924-1地先  終点 東峰村大字福井926-1地先  変更後 起点 東峰村大字福井924-1地先  終点 東峰村大字福井934-3地先  主要経過地点 村営住宅延田団地でございます。  お手元にA3で1枚資料を準備いたしております。  右下のほうに、東峰村道路台帳平面図と記載しているものでございまして、延田橋をグレーで着色してございます。  今の認定区域としましては、延田橋を着色しておるグレーの部分37.1mを認定していたところでございますけれども、今回申請変更といたしまして、赤い部分まで延伸し、延長を111.8mとしたいと思っております。  以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>日程第8</p>	
<p>議長</p>	<p>日程第8 議案第32号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」  担当課長に説明を求めます。  総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>8ページをお願いいたします。  議案第32号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)」  平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,778万1千円とする。  2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  平成30年7月25日提出、東峰村長名でございます。  9ページをお願いいたします。  第1表の予算補正でございます。  歳入につきましては、繰入金、基金繰入金として800万円の補正額、10ページ、歳出につきましては、総務管理費として800万円の補正額を計上しているものでございます。  13ページをお願いいたします。  事項別明細書でございますが、歳入につきましては、15款2項1目財政調整基金</p>

	<p>繰入金、財政調整基金繰入金として800万円を計上しているものでございます。</p> <p>14ページ、歳出でございます。</p> <p>歳出につきましては、2款1項1目一般管理費として、26節寄附金、被災自治体への見舞金として、今回100万円を補正で計上させていただいているところでございます。</p> <p>続いて5目財産管理費、15節工事請負費として700万円、これにつきましては、ほうしゅ楽舎ですね、千代丸のほうしゅ楽舎、今年の豪雨災害により倒壊した建物でございますが、この部分で、秋口からですね、そのの上流において砂防堰堤の工事が始まるということで、その仮設道を県が設置するにあたりまして、その部分にある倒壊家屋を撤去してほしいという部分がありましたので、今回臨時として、補正です、700万円の金額を計上させていただいているものでございます。</p> <p>これにつきましては、最終的には保険の算定の内部になると思いますが、最終的にほうしゅ楽舎の建て替え等を含めての金額になりますので、今回歳入としては、財源についての見込みが、金額が立っておりませんので、財政調整基金の繰入れという形で、対応をさせていただいているところでございます。</p> <p>それに付随しまして、現在壊れていない部分ですね、北側ですね、そこにつきましては、今回、災害の保険のですね、算定自体の対象にはなっていないということで、これについては、その部分については、今回は残して、壊れている部分をですね、解体するというので、その部分の金額を補正させていただいているものでございます。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時58分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時10分)</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第29号「東峰村行政不服審査会条例の制定について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>3ページ、この第1条とですね、第3条と、ちょっと意味が本当に難しく分らないんですけど、もう少し具体的に説明していただくと助かります。</p> <p>法の規定により、その権限に属された事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。ものすごく理解しにくいんですけど。</p> <p>それと第3条、審査会は法の規定により、その権限に属された事項を処理する。ど</p>

	<p>のような事項なのか。</p> <p>この2点をですね、ちょっともう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>その権限に属する事項という部分につきましては、法律の事項でございまして、詳しい内容につきましては、審査の申し出があった後に、審理員を立てて審査を行う手続き上とかですね、その処理に関する部分を行う、審査長とかですね、申し立て事項とかございますが、ちょっと資料を整理いたしまして、後ほどお配りさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その資料を配っていただければ分かるのかなとは思いますが、</p> <p>もう1つお聞きしたいのが、先ほどの説明の中で情報公開条例と、あと個人情報保護の条例に関する部分が、この行政不服審査会のほうに一本化されるということだったんですけども。</p> <p>それ以外の事項では、どういった事柄がこの行政不服審査会で審査されるのかなという部分、もし何か1つ、2つほど、こういった事例が個人情報保護、情報公開以外に審査されるという事例も、併せて説明をいただけますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>村の処分というか、決定事項についてですね、不服申し立て及び異議申し立て等をですね、すべて審査請求に一本化されたということで、具体的な案件についてはあれなんです、村がですね、例えば申請があった部分について、不採択等の決定をしたときに、その不採択に対してですね、不服と言いますか、があるときに、通常であれば、従前はですね、不服申し立てという手続きを行っていたんですけど、その手続きがすべて一本化されたということで、審査請求という手続きになったということで、村が行ったそういう処分等の決定に対する不服、また村が、申請があったにもかかわらず処理をしなかった場合、不作為と申しますが、そういった部分があったときにですね、この手続きの対象となるということで、ご理解いただければと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>では、その不服を申し出する際に、おそらくこの条例に絡む形で規則要綱等ができるのかなと思うのですが、その不服を申し立てる方法と言いますか、担当課は総務課になっていますが、どういった不服の申し立て方法になるのでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>審査請求につきましては、様式を定めておりまして、それに基づく文書による申し立てになっているところです。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p>

	<p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第29号「東峰村行政不服審査会条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>議案第30号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>先ほどいただいた資料の中の、3ページのところでお聞きしたいと思います。</p> <p>上のほうから2行目の、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。</p> <p>というふうになっております。</p> <p>この認定を受けるということは、当然ある程度の縛りがあるのかなと考えますけれども、どのような形で認定されるのか、そういったところを詳しく説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>この市町村の認定につきましては、先端設備導入計画に係る認定申請書というものを、市町村に提出していただくことになります。</p> <p>その中には、先端設備等の導入計画、それから先端設備等の導入による労働生産性向上の目標、そういった細かい内容を記載していただくことになります。</p> <p>その申請書を出していただいて、村が承認した場合に、その対象になるということでございます。</p>
議 長	<p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>たいへん審査の方法がですね、ちょっと具体的によく分からないんですけども、例えば、新規にもし始めるとして、そういったものに対象になるわけですか。</p> <p>例えば、現在ある事業主の方、会社の方だけなのか、新規に始められる人にもそういったものが適用されるのか、それも伺いたしたいと思います。</p>
議 長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>そもそもですね、この生産性向上特別措置法案というものが、今回お配りした資料にも書いておると思いますが、年率3%以上の労働生産性の向上を見込むとか、そういった内容がございますので、新規に事業を始める方等は対象にならないと、そのように捉えておるところでございます。</p>

議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>2 ページ目、3 ページ目、両方に書いてありますが、市町村のほうで導入促進基本計画の策定というのがあった市町村に、この中小企業者がこの先端設備等導入計画を作成して、提出という形になっています。</p> <p>村としては、この導入促進基本計画の策定はどのように考えて、行う方向性はどのように持たれているのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>市町村の導入促進基本計画につきましては、1 ページの説明を行ったときに、2 番目の税制改正内容、第 1 項の生産性革命云々のところに、市町村の導入促進基本計画に適合しということで、若干補足を加えたところですが、導入促進計画についてはですね、もう既に九州経済産業局のほうに原案を提出しております。内容を審査していただいて、本日回答を現在いただいているところです。</p> <p>それを正式に、明日までに村長印押印のうえ提出するというので、承認を得ることになります。</p> <p>この導入促進基本計画そのものはですね、村の総合計画とか、そういったものと全く違ってですね、用紙で言えば、この A 4 サイズの用紙 3 枚程度に収まる内容となっております。以上です。</p>
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>2 ページの第 3 項の (4) の建物付属設備のところ、家屋と一体となって効用を果たすものを除くということですが、もうちょっと分かれば説明ですね。</p> <p>家屋と一体となって効用を果たすものというのは、どういうものが考えられますかね。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>これは私の推測になるかと思いますが、当然家屋と一体となるものとすればですね、冷暖房設備とかそういったものがですね、生活上必要となる設備は、当然それは家屋と一体となるものであって、例えば、それが工場とか、そういったところに必要な機器になれば、この条文に該当してくるか、そのように捉えているところです。以上です。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 3 0 号「東峰村税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りい</p>



	<p>たします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>議案第31号「村道路線の認定について」</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>この村道路線区域の変更の中で、この提案理由です。提案理由がよく分かりませんので質問したいと思うんですが。</p> <p>本来経過地としてすべき村営住宅を編入することとしたのどと、本来経過地としてすべきという意味合いがですね、ちょっとこの村営住宅の編入ということの中とは、少し言葉上おかしいと私は思うわけなんですよ。</p> <p>それで、しっかりとした、この経過地としてすべきというところは、なぜこういうことになっておるのかと。そのあたりをですね、まず説明をお願いしたいと思いますが。</p>
議 長	<p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>延田団地につきましては、約30年前に建設されたものでありますけども、そのときに村道の認定を既路線と同様にしておくべきだったんですけども、今回、九州北部豪雨の大肥川の改修のときにですね、福岡県に計画調整いただいているところなんですけども、その中の協議で、当該路線のピンク、赤い部分ですね、その路線が村道に認定できていない、認定されていないということが判明したことからですね、今回、既路線と同様に管理していきたいということから、今回、村道認定を議決していただきたく提案したものでございます。</p> <p>記載内容につきましては、本来経過地としてすべきというところがですね、経由地として延田団地に向かうということで書かせていただいておりますけども、延田団地のところまでですね、村道として管理していきたいということで、記載はちょっとあれですけども、提案理由の補足としてですね、ご説明さしあげたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>そうしますと、元々村道として認定することをやっていなかったと。住宅敷地内の道路という考え方なのか、村道ということの考え方なのか、そのあたり少し違うところは出てくるかと思うんですけど。</p> <p>そうすると、この文言はですね、遠回しで分からないような文言を付けても意味がないと。提案理由は、しっかり分かるやつを提案として出していただかなければ、本</p>

	<p>来経過地としてすべきといったような文言では、ちょっとおかしいのではないかと。提案理由は分かりました。</p> <p>ただ、これは、意見的な形になるかと思えますけれども、しっかりとした提案理由を付けていただかなければいけないんじゃないかと思えますが、いかがですか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ご指摘のとおり、分かりにくい書き方でございましたのでですね、今後より分かりやすい提案理由と言いますか、そこを、今のご指摘を踏まえまして、記載していきたいと思っております。すみません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第31号「村道路線の認定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>議案第32号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>14ページをお願いします。</p> <p>2款1項5目のほうしゅ楽舎等建物解体工事なんですけれども。</p> <p>先ほどの説明では、被災しなかった部分をそのままとあえず残しておくことですが、現状の当初予算の中でも設計費が上がっていたかと思えますが、現状の進捗とその残された部分というのを、どういうふう的现状で村としては考えているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>残された部分につきましては、別の用途等で使えないか、そういったところも今検討している段階であります。</p> <p>また、議員の皆さん方のお知恵も拝借しながら、どういったところで使っていくのがいいのか、執行部の考えているところもですね、今後ご提案申し上げ、そしてまた</p>

	地域の方々とも話をさせていただいて、最終的には決定をしていきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう1つ確認しておきたいのが、現状の、今の位置のままで何か使われるということも、まだ検討の中には残っているのでしょうか。
議長	村長
村長	<p>ほうしゅ楽舎ですね、今までありましたほうしゅ楽舎の機能としては、考えておりません。</p> <p>なぜかと言いますと、やはり砂防ダムができるということでありまして、非常に危険ではないかと思うのと、もう1つは、今確定ではありませんけれども、砂防ダムのほうへの、将来にわたっての土砂運搬とかですね、搬出ですか、そういったところの道路の計画もあるということを知っておりますので、これはもう完全に用途替えをした仕様の形態になるかと思っております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>解体の平米数は分かりますか。</p> <p>それとコンクリートの産業廃棄物に属するコンクリート殻のですね、積算トン数、大体のところは分かりますか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この予算の算定にあたりましては、現状を確認をしておりますが、倒壊部分が多めに大きくてですね、平米数という形で設計ができなかったというのが実情であります。</p> <p>この内容につきましては、実際に、村の解体というか土木業者に見ていただいて、見積書を3社提出していただいて、その金額に基づいて計上させていただいております。</p> <p>それで、ちょっとはっきりしたコンクリート殻の数量とかですね、面積につきましては、実績の中で変わる可能性はありますが、現時点では、はっきりと数値としてお示しできるものはないということになります。以上です。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>現状を見たところですね、もう瓦礫そのものになっていますので、瓦礫の撤去という形になるかなと思うんですが。</p> <p>建物そのものが残っておれば、今2番議員、梶原、同僚議員が言いました平米いくらかの解体費用がかかるかという、あれば出るんでしょうけれど、今回はほとんど瓦礫みたいな片付けになるので、700万という金額がですね、妥当かなという気持ちはあるんですけど。そういうところはどうですか。</p>
議長	総務課長

<p>総務課長</p>	<p>金額について、妥当性についてのお尋ねだとは思いますが。</p> <p>内容についてはですね、かなり中のほうを見るとですね、残ったまま崩れているということで、撤去というよりも、やはり解体の部分もかなりあります。</p> <p>講堂の部分については、ほぼ3分の2ほどが土砂で流出しておりまして、大体3分の1程度が壊れた形で残っている。</p> <p>ほうしゅ楽舎の本体側については、要するに五右衛門風呂とかあったところについては無事だったんですけど、そこに繋がっている部分については、概ね3割から4割程度の解体で、その上に弓道場がのっかかっているということで、うちも見積書をいただいた時点で、金額については概ね妥当ではないかなというふうに、今のところ判断はしているところであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 伊藤均議員</p>
<p>9 番</p>	<p>これは、先ほどの説明の中にですね、これは保険算定の対象となるというようなことの説明があっておりましたが。</p> <p>そうすると、今回の支出は、これは財政調整基金で出しているんですが、このものが撤去して、算定として後でできるのか。</p> <p>そうすると3年間ぐらいの期間の余裕しかないのじゃないかなというところがありますが、そのあたりのところは具体的にどのようなになるんですかね。</p>
<p>議 長</p>	<p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>ほうしゅ楽舎につきましては、建て替え移転という形で建て替えですね、3年以内に建て替えが終わったときには、保険の補填については算定額全額で、ちょっと詳細な金額はですね、5,000万ぐらいだったと思いますが、の部分が、保険の中から出るという形になります。</p> <p>もし建て替えができなかった場合については、撤去ということで、それについては、耐用年数、その建物の年数等を加味して、現存する建物の価値部分の保険の補填という形になりますので、額については確定ではございませんが、ほぼ10分の1近い金額になるのではないかなというふうなところで、今のところほうしゅ楽舎については建て替えの方向ですので、それが終わった時点でですね、保険の請求をするという形になると思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 伊藤均議員</p>
<p>9 番</p>	<p>そうしますと、もう簡単に答えると、保険の算定でですね、3年以内にやりますと。ほうしゅ楽舎を建てるという話ではなく、保険自体が結局3年以内で対象から外れるという可能性があるんで、とりあえずこの場合は財政調整基金で出しているけど、保険の算定の中でですね、しっかりこれは、ほうしゅ楽舎が移転でできなければといったような問題はあるのかとは思いますが。</p> <p>結局、先ほど言った5,000万、結局700万ですよ、これ、今度出せるのが、その分保険算定からまた引かれると。建設にその分が、費用が、ほうしゅ楽舎を建て</p>

	れば、費用が乗ってくるというような考え方をしとってよろしいんですかね。
議 長	総務課長
総務課長	議員おっしゃるご理解でよろしいかと思っております。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第32号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」 を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日は、平成30年第6回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。 審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後の行政運営に活かしていく所存であります。 さて、本年も梅雨末期の、今月6日、7日には台風7号とそれに伴う梅雨前線の影響で、西日本を中心に河川の氾濫や浸水、土砂災害により、約230名の尊い命が失われました。昨年同様の悲しみを経験した私たちも、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。 この西日本災害の支援のため、本村からは7月12日、13日に愛媛県上島町、14日、15日には広島県三原市に支援物資を届け、28日の土曜日には村民の皆様とともに、愛媛県での災害復興支援を予定をしているところです。 被災された方々が1日でも早く、元の生活が取り戻せるように祈念いたしますとともに、東峰村民が昨年いただいたご支援、ご厚情のお礼を尽くしたいと思っております。

	<p>これからもしばらく猛暑は続きますが、また、来月はお盆を迎え、ご先祖様の精霊をお迎えし供養する期間となります。議員各位におかれましても、今後とも安全、安心な村づくりにご協力をお願いしますとともに、お体をご自愛され、さらにご活躍をされますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、平成30年第6回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時38分)</p>

	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>
--	--